

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成三十一年一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

豊田郡大崎上島町大串字西崎三〇七三の一部、三二三七の一部、三〇八二―一の一部（三工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

豊田郡大崎上島町東野六六二五番地一

大崎上島町長 高田 幸典